

リース期間定額法と仕訳 かんたんガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

リース期間定額法と仕訳かんたんガイド

リース期間定額法の計算式

原則として「残存価額をゼロ」とし、リース期間全体で均等に償却します。

$$\text{当期の減価償却費} = (\text{リース資産の取得価額} - \text{残存価額} 0\text{円}) \div \text{リース期間 (月数)} \times \text{当期の月数}$$

例えば、総額300万円（5年リース・60ヶ月）の場合、年間60万円が減価償却費となります。

【原則】売買処理の仕訳ステップ

中小企業会計指針においても、原則は「資産を購入した」とみなして資産計上（売買処理）を行います。

① リース契約時

リース総額を資産と負債に計上します。

借方科目	貸方科目
リース資産	リース債務

リース期間定額法と仕訳かんたんガイド

②毎月の支払い時

リース料を支払い、元本返済分と利息分を処理します。

借方科目	貸方科目
リース債務（元本分）	現金預金
支払利息（利息分）	

③決算時（リース期間定額法）

計算した償却額を費用計上します。

借方科目	貸方科目
減価償却費	リース資産（または累計額）

【例外】中小企業の賃貸借処理

以下のような条件に当てはまる場合、資産計上せずに毎月の支払いをそのまま経費にする「賃貸借処理」が認められています。

- ・少額リース資産：1件のリース料総額が300万円以下
- ・短期リース：期間が1年以内

この場合、仕訳は支払時に「（借）リース料／（貸）現預金」とするだけで完了します。